



令和 3 年 4 月 6 日  
住宅局 建築指導課

## 一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第 10 条の規定により、中央建築士審査会※（3 月 30 日開催）の同意を得て、別紙のとおり免許取消及び業務停止処分（3 月 30 日付け）を行いましたので公表します。

※ 中央建築士審査会は、一級建築士試験や一級建築士の懲戒処分等に関する審議を行うため、建築士法第 28 条に基づき設置されております。

## 一級建築士の懲戒処分について

1 <sup>たかやま ひろゆき</sup>高山 裕之（登録番号 第233153号）

## ① 処分の内容

免許取消

## ② 処分の原因となった事実

群馬県・長野県内の各建築物（18物件。以下「本件各建築物」という。）について、株式会社エムディアイー級建築士事務所、株式会社レオパレス21一級建築士事務所及び株式会社レオパレス二十一級建築士事務所（登録番号はいずれも群馬県知事登録第3467号）の業務に関し、工事監理者として、工事監理（工事が設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること）を十分行わなかったことにより、本件各建築物の設計図書の断面図では、共同住宅等の各戸の界壁が小屋裏ないし天井裏に達する設計がされているにもかかわらず、本件各建築物には界壁が小屋裏や天井裏に設計図書のとおり設置されておらず、建築基準法（昭和25年法律第201号）第30条及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第114条の規定に違反する工事が行われる事態を生じさせた。

2 <sup>あべ ひろみつ</sup>阿部 弘充（登録番号 第307410号）

## ① 処分の内容

令和3年10月1日から業務停止14日

## ② 処分の原因となった事実

東京都内の建築物について、ホームアシスト株式会社（神奈川県知事登録第14303号）の業務に関し、代理者、設計者及び工事監理者として、虚偽の確認済証を作成し、その写しを金融機関に渡した。

以上